

## 県育成いちご品種種苗費支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、いちごの需要拡大に対応した産地育成を図るため、県で育成した品種への転換に要する経費について、予算の範囲内において県育成いちご品種種苗費支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付対象等)

第2 この補助金の交付対象となる事業実施主体、取組主体、補助対象経費、補助率等は別表第1及び第2のとおりとし予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出された補助金の金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の取扱い)

第3 事業実施主体は本事業の趣旨を鑑み、県から補助金が交付された後は、速やかに取組主体へ補助金を配分しなければならない。

### (交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書（別記様式第2号）
- (2) 親株注文書
- (3) 品種転換・面積拡大するハウスの見取り図
- (4) 当該団体の組織及び運営に関する規約
- (5) 納税証明書（すべての県税）原本
- (6) 暴力団排除に関する誓約書及び役員等名簿（別記様式第3号）
- (7) その他知事が必要と認める書類

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、交付申請をできないものとする。

- (1) 補助事業について、国の補助金の交付を受ける場合
- (2) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員

等である場合

(3) 県税に未納がある者

5 知事は、前項第2号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、警察本部長宛て照会することができる。

(交付決定等)

第5 知事は、第4の規定による補助金の申請書類の提出があったときは、以下の観点から書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付することが適当と認めるときには、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(1) 計画している事業が産地課題に即し、目的や必要性が明確で波及効果が期待できること。

(2) 実施方法が具体的かつ実効性があること。

(3) 成果の発展性があり、経費計画が事業規模に見合い妥当であること。

2 知事は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することを不相当と認めるとき又は予算上の理由等により補助金を交付することができないときには、書面により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容を変更する場合においては、別記様式第4号により知事の承認を受けるものとし、その添付書類は、第4の規定を準用する。ただし、別表第2の事業内容の変更の欄に掲げる以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第5号により知事の承認を受けること。

(実績報告)

第7 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第6号によるものとする。

2 前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実施報告書(別記様式第2号)

(2) 経理状況に関する証拠書類(支出明細書及び関係帳票等の写し)

(3) 領収書等の写し

(4) その他知事が必要と認める書類

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業の完了若しくは廃止承認の日から1月を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度(以下「補助事業年度」という。)の3月5日のいずれか早い日までとする。

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(関係書類の整備)

第9 第7に定める補助事業実績報告書を作成するときには、補助事業に係る支出額について、帳簿及び証憑を点検し、その支出内容を証する書類を整備するものとする。

2 前項に掲げる帳簿及び証憑については、補助事業の完了した日の属する年度の終了後、5年間保存するものとする。

(書類の提出)

第10 この要綱により知事に提出する書類は、農政部園芸推進課に提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年5月20日から施行し、令和8年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表第1 交付対象となる事業及び経費

事業名	県育成いちご品種種苗費支援事業
事業実施主体	<p>次の（１）から（３）までのいずれかに該当し、（４）と（５）を全て満たす者</p> <p>（１）宮城県内の農業協同組合</p> <p>（２）営農集団（３戸以上の取組主体の要件を満たす生産者の組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約の定めがあるものに限る。）</p> <p>（３）取組主体の要件を満たす農業法人</p> <p>（４）暴力団又は暴力団員等でないこと。</p> <p>（５）県税に未納がないこと。</p>
取組主体	<p>次の（１）から（３）を全て満たす者</p> <p>（１）県内におけるいちごの栽培面積が概ね5a以上であり、いちごを販売する者。</p> <p>（２）暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。</p> <p>（３）県税に未納がないこと。</p>
補助対象経費	<p>県育成いちご品種への転換及び面積拡大等（※）に必要な種苗の導入経費</p> <p>※補助事業年度の3月5日までに納品、支払いされるものを対象とする。</p> <p>※親株の購入先は全国農業協同組合連合会宮城県本部とする。</p> <p>※「とちおとめ」及びその他の品種から、「もういっこ」、「にこにこベリー」、「ころろんベリー」への品種転換に必要な親株苗の導入を対象とする。</p> <p>※「もういっこ」、「にこにこベリー」、「ころろんベリー」の面積拡大分に相当する親株苗の導入も対象とする。</p> <p>※「もういっこ」から「にこにこベリー」及び「ころろんベリー」への転換は対象とするが、「にこにこベリー」、「ころろんベリー」から「もういっこ」への転換は対象外とする。</p> <p>※「にこにこベリー」から「ころろんベリー」、その逆への転換は対象外とする。</p> <p>※農業協同組合が事業実施主体となり、生産者のいちごの面積拡大等に必要な種苗費を助成する取組も対象とする。</p>
採択要件	<p>以下の要件を満たした事業実施計画を策定すること。</p> <p>（１）いちご100億円産地の育成に寄与する取組であること</p> <p>（２）市町村、関係農業団体等の関係機関と連携を図りながら産地活性化に配慮した取組であること</p>

別表第2 補助率及び補助上限額等

補助率	定額 なお、予算を超えた申請があった場合は、予算の範囲内で執行するため、申請額を一定割合で減額して交付する。
補助上限額	1 実施主体当たり 500 千円
事業内容の変更	事業実施主体ごとに 30% を超える事業費の増減